

令和3年3月10日

生徒・保護者の皆様

高知小津高等学校長

新型コロナウイルス感染状況に伴う今後の対応について

平素は本校の教育活動にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

本日で学年末試験が終了します。部活動の再開により生徒たちの活気が戻ってくることとなりますが、高知市内の県立学校の部活動につきましては、2月15日にお知らせしたように、県の警戒ステージに連動した対応をすることとなっています。現在の県の警戒ステージは「注意」となっていますので、部活動など生徒の活動につきましては、2月15日に掲載しました別表のように対応していくこととします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、変異株の出現なども報道されています。新規感染者の減少に安心することなく、引き続き感染拡大防止に十分気を付けていただきますようお願いいたします。

別紙

高知県のステージ

非常事態

特別警戒

警戒

注意

感染観察

新型コロナウイルス感染症対策における高知県のステージに対応した県立学校の部活動の考え方

～部活動で感染者を出さない、生徒を守る～

対外試合等（欄外を参照）	日常的な活動	
・高知県のステージが「非常事態」「特別警戒」にある時 県内外における公式戦・発表会等 → 参加しない 県内外における練習試合等 → 禁止する	★禁止 ・学校や公共施設での活動は 不可とする ・各自が自宅で自主練習とする	
・高知県のステージが「警戒」にある時 県内外における公式戦・発表会等への参加及び 県内外における練習試合等への参加 → 状況により 慎重に検討する	☆ 一部制限Ⅰ （感染状況により活動を禁止する場合がある） ・ 平日 1 時間程度まで ・ 休日 2 時間程度まで （休日の活動は土日のどちらかとする）	・なるべく個人での活動とする ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は 行わない
・高知県のステージが「注意」「感染観察」にある時 県内外における公式戦・発表会等及び 県内外における練習試合等への参加 → 制限しない	☆ 一部制限Ⅱ ・ 平日 2 時間程度まで ・ 休日 3 時間程度まで	・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は 慎重に検討する
	☆ 通常 ・ 平日 2 時間程度まで ・ 休日 3 時間程度まで ・平日 3 時間まで（校長の許可） ・休日 4 時間まで（校長の許可）	・感染防止対策を行ったうえで通常の活動を行う ・ 時間を延長する場合 には、新たに保護者、生徒本人の了解を得たうえで、校長が認めた場合とする なお、活動中における生徒の健康管理や新型コロナウイルス感染防止対策について、 顧問はより一層の注意を払うこととする

**ソーシャル
ディスタンス**

◆三密の回避
（密閉・密集・密接）

**◆感染症対策の3つのポイント**
・感染源を絶つこと
・感染経路を絶つこと
・抵抗力を高めること

〈部活動における感染防止対策〉

○部室等の利用は、短時間で分散し会話を控える
○食事をとる場面では、飛沫を飛ばさないような席の配置にする
また、距離がとれなければ会話を控える（黙食）
○生徒の怪我防止（徐々に強度や難易度を高める）
○発熱や咳などの風邪の症状が見られる時は、参加しない
（家族に発熱等の症状が見られる時も、参加しない）
○活動時間や休養日（部活動ガイドラインに準拠）
○こまめな換気（練習場所・更衣室等）
○手洗いの徹底
○消毒の実施（共用物、手を触れる場所等）
○タオル、ドリンクは各自が準備
○練習以外での十分な距離の確保
○体温・体調チェック表
○多数の生徒が集まり呼吸が激しくなる運動は避ける
○大声を出すような活動は避ける
○マスクの正しい着用（移動時、活動以外時等）
○ステージによっては、活動時もマスクを着用した活動を行う



- * 高知県のステージが変更になる場合は、高知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において決定される。
- * 原則として上表のとおりとするが、各福祉保健所管内の感染状況を踏まえて判断するため、高知県のステージと日常的な活動のレベルとが一致しない場合がある。
（例：A 保健所管内が特別警戒ステージ相当のため、部活動は一部制限Ⅰとするが、B 保健所管内は警戒ステージ相当であるため、部活動は一部制限Ⅱとするような場合があること。）
- * 発熱等の症状がある生徒・顧問及び、家族に発熱等の症状がみられる生徒・顧問は、部活動に参加させないようにすること。
- * 部活動を実施する場合、顧問は活動内容等の工夫を行い、指導の際には必ずマスクを着用し、生徒にも可能な限りマスクを着用させること。
- * 感染者が発生した部は、感染拡大防止の観点から、活動場所及び部室等の消毒を行い、濃厚接触者とならなかった部員・顧問についても健康状態を確認するため、日常的な活動は1週間程度の停止期間を設けること。
ただし、公式戦等出場に関しては、関係団体と協議し別途示すこととする。
- * 校長の判断により、通学生徒の居住地の感染状況などから、制限の厳しい内容を選択することができる。
（例：学校が日常的な活動において警戒ステージ（一部制限Ⅱ）であっても、在籍生徒が感染拡大地域から多く通学している場合などは、特別警戒ステージ（一部制限Ⅰ）での対応とすることができる。）

〈高知県のステージが「非常事態・特別警戒」にある時の、公式戦・発表会等の取扱いについて〉

- ①上位大会がない県内の大会：参加しない。
- ②上位大会のある県予選の大会：校長の判断により参加人数を制限（エントリー選手のための活動）するなど、各中央競技団体等が示すガイドライン等をもとに感染防止対策を徹底することにより参加を認める場合がある。
- ③全国大会・ブロック大会：出場が決まっている場合は、校長の判断により参加人数を制限（エントリー選手のための活動）するなど、各中央競技団体等が示すガイドライン等をもとに感染防止対策を徹底することにより参加を認める場合がある。

〈県内での練習試合の取扱いについて〉

- ①高知県のステージが「非常事態・特別警戒」にある時は、県内での練習試合は禁止する。
- ②高知県のステージが「警戒」にある時は、必ず校長が内容を確認し、少ない参加校で定められた練習時間を守り、各中央競技団体等が示すガイドライン等をもとに活動すること。

〈県外との練習試合の取扱いについて（県外へ行く場合、県外から招く場合）〉

- ①高知県のステージに関わらず、県外の感染状況により慎重に検討すること。
- ②高知県のステージが「非常事態・特別警戒」にある時は、県外との練習試合は禁止する。
- ③高知県のステージが「警戒」「注意」「感染観察」にある時でも、他県との往來を県が制限している場合は、それに準じて県外との練習試合は禁止する。

高知市保健所	幡多福祉保健所	須崎福祉保健所	中央東福祉保健所	中央西福祉保健所	安芸福祉保健所
高知市	宿毛市・土佐清水市・四万十市・黒潮町・大月町・三原村	須崎市・中土佐町・梶原町・津野町・四万十町	南国市・香南市・香美市・本山村・大豊町・土佐町・大川村	土佐市・いの町・仁淀川町・佐川町・越知町・日高村	室戸市・安芸市・東洋町・奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村・芸西村

* 特に運動部活動の実施については県の考え方を基本としつつ、
各中央競技団体及び公益財団法人日本スポーツ協会等が示す方針や通知を踏まえ対応する。